

2022年度介護サービス事業者等に対する指導監査実施方針

第1 基本方針

町田市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき指定を受けた介護サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った介護サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて指導を実施する。

監査については、法令・基準条例等の違反、介護給付等に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を講じることに主眼を置いて実施する。特に高齢者虐待など重大な人権侵害が疑われる場合には、状況に応じて、法の権限行使等を行う。

指導監査の実施に当たっては、「介護保険施設等の指導監督について（通知）」（令和4年3月31日付け老発0331第6号）を踏まえて行うとともに、東京都や関係部課と連携し、指導監査体制の一層の充実・強化を図る。また、法改正の内容又は実地指導における事例等について、必要に応じて集団指導等の方法により周知を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、指導監査の実施の可否及び実施方法については、状況を勘案して判断するものとする。

第2 指導の重点項目

（1）事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 介護給付等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護給付等が請求されているか。

エ 設備及び備品に係る指定基準等は遵守されているか。

オ 運営規程、計算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

(2) 利用者保護とサービスの質の確保

ア 個別サービス計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。

イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。

また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。

ウ 施設等において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

エ 感染症及び食中毒の発生・まん延防止のために必要な措置を講じているか。

オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

カ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行われているか。

キ 新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなった等の場合について、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示されているとおりに取り扱っているか。

第3 監査の重点項目

(1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。

(2) 介護給付等に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。

- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める虐待に該当する疑いのある人権侵害や必要以上の身体的拘束が行われていないか。